

備 考

平成22年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

健康政策部 健康づくり課	健康政策部 健康対策課
農業振興部 農政企画課	農業振興部 農業政策課
農業振興部 農業農村支援課	農業振興部 農地・担い手対策課
土木部 港湾課 土木部 海岸課	土木部 港湾・海岸課
会計管理局 会計企画課 会計管理局 会計指導課	会計管理局 会計管理課